



意識不明の息子に借金があることが判明。返済が難しい場合は？

相談者の気持ち

同居している息子が^{のうこうそく}脳梗塞で倒れ意識不明で入院しています。最近、息子が借金をしていたことが分かりました。本人以外に返済義務はないと聞きましたが、家は息子、土地は私の名義になっているので、返済しないと住めなくなるのではないかと心配です。

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



第一に「本人以外に返済義務はないと聞きましたが」の部分ですが、確かに、借金は本人以外に返済義務はありません。

ただし、万が一、息子さんがお亡くなりになった場合は、相続人が借金も相続することになりますので、その点は、混同しないでください。

第二に「返済しないと住めなくなるのではないか」という点ですが、その可能性はあります。

そもそも、息子さんにお金を貸した人は、息子さんがきちんと返済してくれるだろう、と思って貸したわけです。それが、脳梗塞で入院しているということは、「普通に就労して、その収入で返済する」ことが不可能になっている、ということでしょう。

こういう場合、貸主は息子さんを相手に貸金返還を求める訴訟を起こせます。貸している事実が認められれば、「貸金を返還せよ」という判決がなされます。

貸主はその判決をもとに、息子さんの財産を競売にかけます。貸主は、その競売代金の中から貸し付け金額を払ってもらおうとします。こうした手続きは、貸主が裁判所に申し立てれば、裁判所が自動的に手続きを進めます。

息子さんの財産が家しかないとなれば、その

家を競売にかけるというのは、最も自然な成り行きです。競売によって家が他人のものになれば、息子さんもあなたも、その家に住み続ける権利はありません。

とまあ、杓子定規^{しやくし}に言えば、こうなります。

あとは、貸主に少し譲歩してもらえないか、ということになります。例えば、あなたが息子さんに代わって分割弁済する(その分割弁済を確実なものにするため、あなたの土地はその貸主へ担保提供する)、返済金額を減額してもらう、などです。これらは貸主に強制できるものではありませんが、貸主によっては承諾してもらえることもあるでしょう。

前述の貸金返還請求訴訟や競売の手続きは、かなりの費用がかかったり、回収までに日数を要したりします。例えば、判決後に競売を申し立てても、競売の対象である家の物件調査や査定などの手続きがあり、これには1年くらいかかることがザラです。さらに、土地があなたのものですから、新たな「地代(借地料)」も決めなければなりません。こうした貸主側の面倒な事情を考えると、一定の譲歩を得られることは意外に多いものです。

このような一連の手続きや駆け引きなどには、専門的な知識が必要になりますから、弁護士等に相談することをお勧めします。

